

京都丹波グリーン・ハーベスト・フェス ～森のバザール～ 「マルシェ」出展募集要項

1 趣旨・目的

「第43回全国都市緑化フェア in 京都丹波」（以下「緑化フェア」という。）開幕直後の賑わいを創出する「食」のイベントとして、「京都丹波グリーン・ハーベスト・フェス ～森のバザール～」(以下「フェス」という。)を京都府立丹波自然運動公園において開催します。

フェスの核となる「マルシェ」では、京都丹波産の農林水産物、畜産物、加工品等の販売や展示・体験等を通して、京都丹波の森・里山の“緑”が育んだ食の魅力を府内外に発信するとともに、生産者同士や消費者との交流を深めることで、京都丹波地域における農林水産業の振興及び京都丹波産品の消費拡大を図ります。

2 開催概要

- (1) 主催 京都丹波グリーン・ハーベスト・フェス実行委員会
(以下「実行委員会」という。)
- (2) 日時 令和8年9月23日(水・祝) 10:00～16:00
- (3) 場所 京都府立丹波自然運動公園 こどもの広場ほか
- (4) 主な内容 京都丹波地域の魅力ある食品や商品の販売・PR
- (5) 来場者数 10,000人(見込)

3 出展区分

(1) 露店営業(現地調理)

- ・2k×3kテントの半分(間口270cm×奥行360cm)は、主催者側で準備します。
- ・各ブースには、テーブル2個(450×1,800mm)、白布2枚付)、椅子2個、出展者名看板(300×900mm)が付いています。
- ・現地で火気・電子機器等を用いて調理行為や湯沸かし行為、また盛り付け行為、カップへ注ぐ行為等がある場合には「現地調理」行為に該当し、京都府内の該当する露店営業の許可証が必要です。
- ・応募にあたって、①食品衛生責任者資格の証明書写し、②食品営業賠償共済もしくは生産物賠償責任保険の加入証の写し、③露店営業許可証の写しを提出してください。

(2) 物品販売(食品販売を含む)農産物/加工品等(テント持込)

- ・幅3m×奥行3mのスペースを確保します。テントや机などは出展者持込とします。
- ・食品を販売する場合は、該当する営業許可証の写しを提出してください。
- ・販売できる食品は、食品衛生法等に基づき許認可のある施設で製造されたものとし、当該品には同法、食品表示法、JAS法及び景品表示法等に基づく適正な表示が必要です。
(青果等を除く)

(3) キッチンカー

- ・計5台分のスペースを確保しています。なお、今回の募集台数は5(3)記載のとおり2台です。

(4) その他

- ・上記のほか、出展者が必要とする備品については、持込または有償貸出となります。
- ・当日は京都府南丹広域振興局等と連携して出展するブースや、PRブースも設置されます。

4 出展条件

(1) 緑化フェアのテーマである『食農と環境そしてアートで輝く「京都丹波」』を踏まえ、以下を条件とします。

①出展内容が、「食農」「環境」「アート」のいずれかに該当するものであること。

【必須条件】

②出展内容が、京都丹波の魅力を発信する内容であること。

【任意条件。ただし、応募多数の場合に選考上考慮されます】

(2) 景観ルール

- ・持込むテント等について、会场景観との調和を図るため、華美な装飾や大型看板の設置はお控えください。
- ・出展区分3(2)及び3(3)の出展者は、各自で店名を分かりやすく掲示ください。

5 募集店舗数

(1) 露店営業(現地調理)

(2) 物品販売(テント持込)

(1) (2) 合わせて20店舗程度

(3) キッチンカー：2台

※応募多数の場合は、4(1)①②に記載する要件との適合性、出展内容の魅力及び会場全体のバランス等を総合的に勘案し、決定します。選定結果は、令和8年8月中旬頃に申込者へ連絡します。

6 出展料・費用等

出展にあたり次の金額を納付いただきます。

- ・3(1)及び3(3)の出展者：5,000円
- ・3(2)の出展者：3,000円
- ・電気の使用を希望される場合は、電気代として別途1,500円が必要となります。
- ・ブースでの消毒用アルコール設置、その他の経費(3記載以外の備品、プロパンガス、冷蔵・冷凍庫等の追加設備・什器の費用)については、各出展者の負担とします。
- ・別添貸出リストに記載された備品のレンタルを希望される場合は、「追加備品申込書」を提出してください。(リスト以外のレンタルを希望される場合は個別相談)
- ・来場者飲食スペース用のテント、テーブル及びイスは事務局で準備します。

7 インフラ設備

(1) 電気

上限15アンペアの範囲内で使用いただけます。追加分は、有償レンタルとなります。
なお、出展者による発電機の持込み及び使用は禁止します。

(2) 水道

公園内の水道設備は、排水や調理器具の洗浄を含めご利用いただけません。水が必要な場合は出展者でご用意ください。

(3) 火気

火気は露店営業許可をお持ちの出展者のみ、露店営業範囲内において使用可能です。火気を使用する出展者は消火器を必ずご準備ください。

(4) 衛生管理

販売できる食品は、食品衛生法等に基づき許認可のある施設で製造されたものとし、当該品には同法、食品表示法、JAS 法及び景品表示法等に基づく適正な表示が必要です。

(青果等を除く)

(5) 販売

- ①店舗から発生するゴミは、すべて出展者がお持ち帰りください。
- ②販売価格は、出展者において設定願います。値札は必ず付けてください。
- ③販売時及び販売後のトラブル（食中毒を含む）は出展者で対応願います。
- ④酒類を販売する場合は、酒税法その他関係法令を遵守するとともに、未成年者への販売防止に必要な措置を講じていただくとともに、未開封の瓶・缶等での販売を予定されている場合は、申込の際に酒類小売業免許の写しを添付してください。

(6) 中止

雨天・荒天・災害発生等により、開催することが困難であると認められる場合は、フェスもしくはマルシェを中止することがありますので御了承ください。

なお、開催中止に伴い、出展者に損害が生じた場合においても、主催者は補償その他の責任を負いません。

(7) 事故緊急対応・保険

- ①事故等緊急の事案が発生した場合は、主催者に連絡してください。
- ②食品を扱う出展者は製造物責任保険（PL 保険）への加入が必須です。
- ③実行委員会において、イベント傷害保険に加入します。

(8) 搬入・搬出

搬入・搬出はイベント当日に行います。搬入出が可能な時間及び方法等については、後日ご案内します。

(9) 車両駐車場所

1 出展あたり会場内の関係者用駐車場を 1 台分準備します。

8 その他留意事項

- (1) 消防法による安全確保等のため、ブース数・サイズを調整・制限する場合があります。
- (2) 具体的な出展場所の位置については、出展内容を踏まえて事務局で決定します。
- (3) 出展者が持ち込んだテント等一式については、出展者の責任で保管・設営・撤去します。
- (4) 出展決定後に出展者の都合により出展を取り消す場合は、速やかに事務局へ連絡してください。なお、一旦納付された出展料については返還しません。ただし、主催者がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りではありません。

- (5) 出展者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団、暴力団員その他反社会的勢力に該当しない者であること、及び反社会的勢力と密接な関係を有しない者であることとします。主催者がこれに該当すると判断した場合は、出展決定後であっても出展を取り消すことがあります。
- (6) 主催者がイベント運営上必要と認めて指示を行った場合は、その指示に従ってください。なお、指示に従わない場合は出展を中止していただくことがあります。

9 申込・お問い合わせ

(1) 申込方法

「出展申込書」及び「出展に係る誓約書」に必要事項を記入の上、8月7日（金）15時までに（2）の提出先まで提出すること。なお、必要に応じて「追加備品申込書」もあわせて提出すること。

(2) 提出先・「マルシェ」に関する問い合わせ先

京都府南丹広域振興局 農商工連携・推進課

担当：平野・大前・竿山・山田 電話：0771-23-4438

e-Mail：n-n-noushoko@pref.kyoto.lg.jp

(3) フェス全体や設営に関する問い合わせ先

京都府南丹広域振興局 企画・連携推進課

担当：吉田 電話：0771-24-8430